

## 経過措置により税抜価格で表示が可能に

ご存じのとおり、現在事業者は消費税を含めた総額表示が義務付けられております。消費税が引上げられると税込価格も変わりますので、メニュー表なども変更しなければいけません。

平成 26 年 4 月に消費税率 8%、平成 27 年 10 月に消費税率 10%になると言われています。もっと段階的に 9%という税率が設けられるかもしれません。その都度、メニュー表等の改訂！多額な費用が必要になってしまうじゃないか！！

でも大丈夫です。そのことも考慮して経過措置が設けられています。その経過措置により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいこととされました。

つまり、税抜表示でも良いということです。

（しかし、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するように努めないといけません）

## 消費者に誤解させない価格表示が必要

「経過措置により税抜表示が認められた。では、私のお店は全商品税抜でいこう！」ちょっと待ってください。お客様が商品を買う時に税抜価格であることを明確に認識できないとダメです。金額しか記載している場合、お客様が税込か税抜か判断できません。そのため、次のように対処しないとイケません。

### 各値札等に税抜表示であることを明示する

- (1) ○○○円(税抜き)
- (2) ○○○円(税抜価格)
- (3) ○○○円(税別)
- (4) ○○○円(税別価格)
- (5) ○○○円(本体)
- (6) ○○○円(本体価格)
- (7) ○○○円+税
- (8) ○○○円+消費税

## お客様が商品を選択するときに目に付きやすい場所に 「当店の価格は全て税抜価格となっています」といった掲示を行う

次のように掲示されている場合は、代金決済を行う段階まで誤認防止が行われておらず、認められません。

ア 店内のレジ周辺だけで行われている

イ 商品カタログの申込用紙だけに記載されている

ウ インターネットのウェブページにおける決済画面だけに記載されている

## すべての広告媒体の価格を変更しましょう

店内の値札、チラシ、看板……。だけではないです。商品価格が記載されているものすべて変更しないといけません。商品価格が他にも記載されていないか、きちんと確認しましょう。

- 商品、容器又は包装による広告
- 商品等に添付した物による広告
- 見本、チラシ、パンフレット、説明書
- これらに類似する物による広告(ダイレクトメール、FAXDM 等を含む。)
- 口頭による広告(電話によるものを含む。)
- ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン
- 陳列物又は実演による広告
- 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告
- インターネット、パソコン通信等による広告

例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からでも明瞭に認識できるような表示とする必要があります。

## 4月1日に全値札を変更しないといけない？

3月31日の営業が終わり、その後すべて値札を貼りかえるのは時間的にも無理がある…。

そこで、次のような場合は、消費税率引上げの前後において、経過措置として認められています。

### **新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合**

個々の値札等においては「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「旧税率(5%)に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった掲示を行う。

### **新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合**

個々の値札等においては「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、当該商品の置かれている棚等の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「既に新税率(8%)に基づく税込価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。」といった掲示を行う。

### **店内等の一部の商品等について税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示を行わざるを得ない場合**

店内等のどの商品等の価格が税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示になっているのかを明らかにする必要がある。例えば、次のような方法が考えられる。

- (1) 個々の値札において税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法
- (2) 値札の色によって区分する方法
- (3) 商品棚等に税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法

## **値引等の広告表示に注意しましょう**

平成 26 年 4 月 1 日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。

### **取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示**

「消費税は転嫁しません」

「消費税は当店が負担しています」

### **消費税に相当する額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの**

「消費税率上昇分値引きします」

### **消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であるもの**

「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

## **価格表示以外の経過措置**

消費税の価格表示以外にも色々と経過措置が講じられています。

それらの経過措置は、国税庁から通達として発表されています。

[平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて](#)